

利根町告示第3号

令和2年第1回利根町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年1月17日

利根町長 佐々木 喜 章

1. 招集の日 令和2年1月28日

2. 招集の場所 利根町議会議場

3. 付議事件

(1) 令和元年度利根町一般会計補正予算(第7号)について

令和2年第1回利根町議会臨時会会期日程

日次	月日	曜日	会議	内 容	開議時間
1	1. 28	火	本 会 議	開会 提出議案（説明・質疑・討論・採 決）議案第1号 閉会	午前10時

令和2年第1回
利根町議会臨時会会議録

令和2年1月28日 午前10時開会

1. 出席議員

1番	峯山典明君	7番	花嶋美清雄君
2番	山崎誠一郎君	8番	井原正光君
3番	片山啓君	9番	五十嵐辰雄君
4番	大越勇一君	11番	新井邦弘君
5番	石井公一郎君	12番	船川京子君
6番	石山肖子君		

1. 欠席議員

10番 若泉昌寿君

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	佐々木喜章君
教 育	長	海老澤勤君
総 務 課	長	飯塚良一君
企 画 課	長	川上叔春君
財 政 課	長	大越達也君
税 務 課	長	赤尾津政男君
住 民 課	長	桜井保夫君
福 祉 課	長	大塚達治君
子 育 て 支 援 課	長	花嶋みゆき君
保健福祉センター所長		狩谷美弥子君
環 境 対 策 課	長	大津善男君
保険年金課長兼国保診療所事務長		直江弘樹君
経 済 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長		近藤一夫君
建 設 課	長	中村敏明君
都 市 整 備 課	長	飯田喜紀君
会 計 課	長	佐藤宏君
学 校 教 育 課	長	青木正道君
生 涯 学 習 課 長 補 佐		弓削紀之君

指 導 室 長 直 井 由 貴 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	大 越 克 典
書	記 荒 井 裕 二
書	記 野 田 あゆ美

1. 会議録署名議員

1 1 番	新 井 邦 弘 君
1 番	峯 山 典 明 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

令和2年1月28日（火曜日）

午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の件
日程第3 議案第1号 令和元年度利根町一般会計補正予算（第7号）

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の件
日程第3 議案第1号 令和元年度利根町一般会計補正予算（第7号）

午前10時00分開会

○議長（船川京子君）おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。10番若泉昌寿議員から、所用のためおくれるという届け出がありました。

定足数に達しておりますので、令和2年第1回利根町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（船川京子君） 日程第1， 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、

11番 新井邦弘 議員

1番 峯山典明 議員

を指名いたします。

○議長（船川京子君） 日程第2，会期の件を議題とします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 審議に入るに当たり、本臨時会に提出された議案の総括説明を求めます。

佐々木喜章町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） 皆さん、おはようございます。本日ここに第1回利根町臨時議会を招集しましたところ、議員各位には公私ともにご多用中のところご出席を賜り、まことにありがとうございます。

今回の臨時会でございますが、令和元年度利根町一般会計補正予算（第7号）の提案でございます。

ご提案いたしました議案の概要でございますが、ふるさと納税と過年度分の固定資産税の課税誤りによるもので、歳入歳出それぞれ1,153万7,000円を追加し、総額を57億6,119万5,000円とするものでございます。

内容につきましては担当課長より説明させますが、固定資産税の課税誤りにつきましては税務課長より詳細を説明させていただきますので、お手元の議案書等によりご審議の上、何とぞ適切なるご判断を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（船川京子君） 総括説明が終わりました。

○議長（船川京子君） 日程第3，議案第1号 令和元年度利根町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

補足説明を求めます。

大越財政課長。

〔財政課長大越達也君登壇〕

○財政課長（大越達也君） それでは、議案第1号 令和元年度利根町一般会計補正予算

(第7号)についてを補足してご説明申し上げます。

5ページをお開き願います。

歳入でございますが、款17寄附金、目2総務費寄附金は300万円を増額するものでございます。これは、ふるさと納税のがんばる利根町応援寄附金でございます。12月補正予算後の予算現額700万円を超える給付金が寄せられたために増額するものでございます。

款18繰入金、目1財政調整基金繰入金は853万7,000円を増額するものでございます。これは、今回の補正予算の財源手当てとして基金から繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、6ページをごらんください。

款2総務費、目3財政管理費は159万3,000円を増額するものでございます。これはがんばる利根町応援寄附募集事業で、寄附の返礼品に120万円、手数料に39万3,000円を増額するものでございます。

款2総務費、目1税務総務費は694万4,000円を増額するものでございます。これは税務事務費で、非木造建築物の課税誤りによります過誤納金及び還付金が生じたため増額するものでございます。

款11諸支出金、目1がんばる利根町応援基金費は300万円を増額するものでございます。これは歳入でもご説明いたしましたがんばる利根町応援寄附金を積み立てるものでございます。

また、12月の補正予算(第5号)で、がんばる利根町応援寄附金の積立金の財源内訳が特定財源ではなく一般財源として計上しておりましたので、今回、財源の振りかえをしております。

説明は以上でございます。

○議長(船川京子君) 次に、赤尾津税務課長。

[税務課長赤尾津政男君登壇]

○税務課長(赤尾津政男君) それでは、私のほうから、3支出の款2総務費、項2徴税費について詳細を説明させていただきます。

6ページをごらんください。

目1税務総務費、節23償還金・利子及び割引料でございます。これは固定資産税等の課税誤りが判明したことに伴い、過誤納付還付金を計上するものでございます。

課税誤りの内容ですが、対象は床面積が300平米以上の非木造の建物となります。

対象件数ですが、8棟です。これは全て法人が所有する建物で、一般の住宅につきましては該当する建物はございません。対象者の方は全て法人になりますが、所有権の移転がありました関係から9社となっております。

今回の補正予算に係る還付対象の課税年度は、平成13年度から平成30年度まで、還付金額は本税が561万2,400円、還付加算金は133万1,100円となっております。還付対象年度が10年を超えることとなりますが、課税金額の確認ができたため、還付の対象といたしました。

た。

このたびの誤りの概要ですが、まず、課税方法について簡単にご説明いたします。

固定資産税の算出については、国が定める固定資産評価基準に従って、評価、課税をしていくわけですが、床面積が300平米以上の大規模な非木造建物については、県が不動産取得税の算定のため評価をいたします。町は、その評価額をもとに固定資産税を算定することになります。県が作成した評価書から、建築年、所在、床面積等、建物の概要を当町の課税システムに入力するとともに、建物の平米単価を計算し、その平米単価と評価額を入力します。これに基づき、税額を計算することになります。

今回の誤りは2点ございまして、まず1点目は、平米単価を算出する際、評価額の取り違いにより、平米単価が適正な価格より過大となってしまいました。わかりやすい数字で例えますと、床面積が300平米、評価額が330万円の建物があったとします。県からいただく評価書には、直接の建築工事費である再建築評点数、この欄に300万円、建築工事に伴う一般管理費等として10%が加算された評価額として330万円と書かれることになります。平米単価を算出する際は、本来、再建築評点数300万円を床面積で割って算出するところを、評価額の330万円を床面積で割って算出したため、適正な単価は1万円のところを1万1,000円と計算してしまったという誤りです。

2点目の誤りは、固定資産税は建築した年の翌年から課税します。よって、1年分の経年減点補正をしなければなりません。しかし、経年減点補正をかけずに課税したため、その分過大に課税されてしまったという、二つの誤りがありました。

対象建物の建築年は平成12年から平成24年のものですが、1点目の誤り、平米単価の誤りは、その後の3年ごとの評価がえの際にも使用するため、過大課税はその後の課税額にも影響することとなり、還付対象年度も平成31年度までとなっております。2点目の当初経年減点補正の誤りは、課税システムに建築年が入力されていることから、3年ごとの評価がえの際、修正されたため、最初の1年分から3年分の誤りのみということになります。経年減点補正の漏れが8件、そのうち、当初単価、平米単価誤りが4棟となっております。

課税誤りの説明は以上となります。

関係者の皆様には多大なご迷惑をおかけするとともに、公正で適正な課税を旨として行わなければならない税務行政にあって、その信頼を著しく損なうことになりましたことに対し、深くおわび申し上げます。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

石井公一郎議員。

○5番（石井公一郎君） 石井でございます。

今、税務課長から694万4,000円の課税誤りが発生したというようなことであつたんですけれども、平成13年から平成30年まで、本税で561万何がしと還付加算金で133万円、そう

いうことで、これでお聞きしたいのは、税法では、これ還付加算金だと思うんだけど、5年で時効だと思うんですよ。これ全部、平成13年から平成30年まで、その辺の5年で時効にならなくて、当初から、初めからね、5年をさかのぼって返す、この根拠はどこにありますか。

○議長（船川京子君） 赤尾津税務課長。

○税務課長（赤尾津政男君） まず、一応地方税法でいくと還付金は5年で時効ということになっております。ただ、民法で言う金銭債権ですが、こちらが時効が10年ということになっております。以前までは民法の10年を規定する10年還付が主流だったんですが、平成22年6月に最高裁の判例が出まして、固定資産税の違法な課税による納税者に不利益を与えた場合は国家賠償法の申請ができるという判例が出まして、国家賠償法での適用年数というのは20年ということになっております。ですから、最近は還付期間も20年を採用する自治体がふえてきております。

利根町の還付要綱がございまして、還付要綱では10年というふうに規定されております。ただ、1項、その下の項ですが、そこには納税者等の所有する領収書等で還付不納額が確認できる場合は、これを対象とすることができるという規定がありますので、今回、課税資料のほうから金額は確認できましたもんですから還付対象としております。

以上です。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 最高裁の判例では20年だけれども、この前にも土地の課税誤りで5年、それで、領収書があるものについては10年ですか、それを返すんだというようなことで、前にも、これは法人じゃなくて個人の分で返したことがあったと思うんですよ。だから、これ今言ったように全部その分を返していくってというようなことなんでしょうけれども、今後、このような課税の誤りについては十分気をつけて対応していただきたいなというようなことで、私の質問は終わります。

○議長（船川京子君） 山崎議員。

○2番（山崎誠一郎君） 何点か質問を用意してきたんですが、税務課長のほうでお答えになったんで、それ以外のことについてご質問いたします。

これは法人ということですが、例えば倒産してしまった企業、この間ですね。20年間の間に、それがあのかということと、あとは、倒産していなくてもどこか行方不明で連絡がつかない企業があのか、あったのかということですね。

あと、この時効が云々という話でございしますが、行政側の間違いということで、さかのぼって利息等も計算してやったということは、これは行政の責務だと思っておりますんで、非常によいことされたのかなという思いでおります。

今ご質問しました法人の時効対象に含まれる法人は、この9社のうち、ほとんど全てだったのか。それと、倒産等につきまして、もしあった場合には、行方不明になった会社、

それは今現在残っているのかどうか。そこについてご質問いたします。

○議長（船川京子君） 山崎議員の質疑に対する答弁を求めます。

赤尾津税務課長。

○税務課長（赤尾津政男君） まず、1点目の倒産した会社1社ありました。ただ、この会社は、所有権移転した後に倒産しておりますので、その辺の支払いを今後どうしようかというところで、弁護士さんに相談するなり、供託という方法もあるのかなというところで、今その対応についてはちょっと検討中でございます。

済みません、行方不明はございません。

○議長（船川京子君） 山崎議員。

○2番（山崎誠一郎君） 1社ということで、引き続き、ご苦労されると思います。当然のことながら、今後は、このようなミス発生しないつもりでやっていらっしゃると思いますけれども、忙しい行政の中で時には誤りがあるということがあるかもしれませんけれども、このようにわかった時点で、約20年前にさかのぼってやっていただいたということは、町政の信頼にもつながるものだと思っておりますので、引き続き、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今回の還付に当たっての内容をお聞きしましたら、県職員が評価した非木造の部分だったというようなことで、何か言葉はちょっと出ないんだけど、安堵したっていうか、町の職員が実際にもとから評価したんじゃなくてよかったなということもあるんだけど、この非木造の300平米以上のこれは何でもかんでも県の職員がやんなきゃだめなんですかね。町職員がもし同行していて同じように一緒に評価に携わっていれば、この間違いは何か防げたような感じがするんですよ。この10%を入れるか入れないかの部分だけでしょう、要は。それと減点補正ですから。だから、県の職員と同行しながら評定数をチェックしていけば何か防げたような感じもするんだけど、非木造の評価については町職員はできないですか。できないっていうか、研修は受けられないんですか。その辺お聞きいたします。

○議長（船川京子君） 井原議員の質疑に対する答弁を求めます。

赤尾津税務課長。

○税務課長（赤尾津政男君） 非木造建物の300平米以上の評価、町ではできないかというご質問ですが、これは選択制で町がやるということを決定すればできなくはありません。どちらを採用するかは町のほうの裁量になっていると思ひます。

ただ、通常の戸建て住宅ですと町が評価して、その評価額をもとに県は取得税を計算する。逆に今度は非木造の床面積300平米については県が評価する、その評価額をもって町が課税するというようなスタンスになっております。

ただ、当町の場合、床面積が300平米以上の非木造建物というのは非常に少ないです。ここ4年ぐらいは建築されていません。ですから、何ていうんですかね。そういう4年に1回あるかないかのために、大規模な非木造住宅の評価を習得させるための研修、もしくは何ていうんですかね。研修したとしても、あと4年後は、その財政期間中には建物が建たないというようなことが考えられますので、どちらかというとな効率的ではないのかなという気がします。今のような県と町の役割分担でいったほうが効率的であるというふうには考えます。

ただ、あと、今回の間違いは県の評価が間違っただけではなくて、県の評価の取り扱いを町が間違えたということでございます。

以上です。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） ですから、先ほどから申し上げてんのは、県の評価、県の職員が評価したやつを扱う段階で、ちょっと何ですか、課税が誤りがあったということなんですが、この300平米以上の件数、今何件か聞いたのが、最大、利根町ではどのぐらいの大きさの非木造があるんですか、これ。

それともう一つ、これはどこの市町村でも起こり得るような何か事例だと思うんですよ。税務職員の人、それぞれ毎年研修を受けて、こういうのを間違いのないようにやっているんでしょうけれども、やはりどこの市町村でも起こり得るようなんですけれども。これは、今回のこういった誤り等について納税者に通知するのはもちろん、税務課長も今先ほど陳謝していたようなんですけれども。どうですか、もう少し広く広報して、利根町でこういうことあったんだけど、ほかの町村ではどうですかぐらいの新聞広告ぐらいまで出したほうが何かいいような感じがするんだよね。これ利根町だけじゃないような感じがするよ、こういうちょっとした誤りは。非常に何か難しいですよ。そういう意味で、加算金払うのはちょっと本意じゃないんだけど、いたし方ないのかなという感じがいたします。

今の利根町の中で、どのぐらいの最大の建物があるのかどうなのか、ちょっとお聞きしたい。

○議長（船川京子君） 赤尾津税務課長。

○税務課長（赤尾津政男君） これが一番最大ではないかなと、実際に面積で拾ったわけじゃないんで、何ですか、間違いなくこれだっていうようなことではないと。今手持ちにある今回対象になった中で一番大きいのは、床面積で3,600平米ということになっております。

以上です。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 評価に際して、もう1点だけ聞きたいんだけど、物価上昇率

を加味するその率と経年減点か、その点数っていうのは3年ごとに1回ぐらいやるんだけど、どっちの幅のほうが多いんですか、近年。要するに、古くなるとどうしても下げるよね。下げるんだけど、物価上昇率が大きければ減点しても下がらないという、そういう現象が起きると思うんだけど、その辺はどうなんでしょう。もし近年のやつわかったら、ちょっと教えてください。

○議長（船川京子君） 赤尾津税務課長。

○税務課長（赤尾津政男君） 済みません、手持ちに資料がないのではっきりした数字は答えできませんけれども、たしか私の記憶では、物価上昇指数、このところ1.05、0.5%とか、そういう数字だったと記憶しています。経年減点補正、古くなれば建物が償却されるんで安くなるんですが、それが3年ぐらいたつと5%とか、そこらなんです。ですから、多分、経年減点の補正のほうがどんどん、はい。ですから、評価はどんどん安くなるというふうに考えております。

あと、物価上昇率が余りに高くなると、今度、実際税金が上がるような事態に陥りかねないと思うんですけれども、そういう場合は前年度の税金をそのまま引き継ぐ、同額というようなシステムになっていますんで、税額が上がるということは、物価上昇しても上がるということはない、税額が上がるということはないです。

○議長（船川京子君） ほかに質疑。

峯山議員。

○1番（峯山典明君） 1番、峯山典明です。

4月になると新しい職員が入ってきたり人事異動があるかと思います。今後の指導、教育に関してなんですけれども、この課税誤りを繰り返さないための具体的な対応策をお尋ねします。

○議長（船川京子君） 峯山議員の質疑に対する答弁を求めます。

赤尾津税務課長。

○税務課長（赤尾津政男君） 今後の防止策ということでございますけれども、今現在、建物に関する評価、課税に係るシステムが二つあります。一つは、以前から入っています固定資産の課税システム、平成27年度から新たに導入しました家屋評価システム、そういうのを平成27年度から導入しております。

今までは、床面積300平米以上の大規模な非木造建物については、課税システムだけに入力しておりました。今後は、この家屋評価システムに県が評価したデータを入力することで、一般家屋と同様に入力することにより、平米単価、経年減点補正の確認をする機会をふやすことができますので、一般住宅同様、家屋評価システムにデータ入力を行うということと、これは通常、あと、複数の職員によるチェック体制を徹底するというところで再発防止を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（船川京子君） ほかに質疑。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから議案第1号 令和元年度利根町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 以上で、本臨時会の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第1回利根町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時34分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 船 川 京 子

署 名 議 員 新 井 邦 弘

署 名 議 員 峯 山 典 明